

証券コード 6031
2025年3月14日
(電子提供措置の開始日 2025年3月7日)

株 主 各 位

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号
Z E T A 株 式 会 社
代表取締役社長CEO 山 崎 徳 之

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://zeta.inc/ir/library/meeting/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類/PR情報」 を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面もしくはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、「議決権行使に関するご案内」の記載に従って、2025年3月28日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2025年3月30日（日曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
（開催日が前回定時株主総会日（2024年9月27日）に相当する日と離れておりますのは、第20期より当社の事業年度の末日を6月30日から12月31日に変更したためであります。） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4D |

3. 目的事項

報告事項

1. 第20期（2024年7月1日から2024年12月31日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2024年7月1日から2024年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

議 案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただけない方

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行 使 期 限

2025年3月28日（金曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>) に
アクセスしていただき、行使期限までにご行してください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

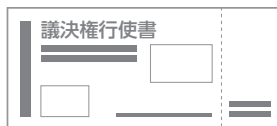
スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

行 使 期 限

2025年3月28日（金曜日）
午後6時行使分まで

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

2025年3月30日（日曜日）午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

インターネットによる行使方法

2025年3月28日（金曜日）午後6時行使分まで

▶ QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

右は上記議会の決議権（議決権または議決権を含む）の行使につき、右記（署名欄）の印で表示のとおり議決権を行使いたします。

（ご注意）
当社は、署名欄に記された印の読み取りが正確であることを確認いたします。

議案	原案に対する賛否
第1号	賛 否
第2号	賛 否
第3号	賛 否

原簿記載のご所有株式数 株
※議決権の数は1株ごとに1票となります。

お 願 い
1. 当株主総会にご出席の場合は、議決権行使事項も併せてご記入ください。
2. 右記に記された印の読み取りが正確であることを確認してください。
3. 議決権行使書用紙に記された印の読み取りが正確であることを確認してください。
4. 本ウェブサイトでログインIDとパスワードを入力し、ログインしていただき、議決権を行使してください。

ログイン用紙コード
〇〇〇〇株式会社

432-9876-2358-DPS
123456



以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

▶ ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス <https://evote.tr.mufig.jp/>

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(議決権行使の請求)

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

1 次の画面へ

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel 0120(173)027
(通話料無料)

【一部株式事務の
お問合せ先】
Tel 0120(232)711
(通話料無料)

Copyright © 2025 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation. All rights reserved.

2 ログインする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイト利用ガイド

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(議決権行使の請求)

■ログイン
ログインIDとパスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。

ログインID (半角) 4桁 4桁 4桁 4桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

ログイン

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよびパスワードを登録されている
パスワードを記入してください。「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

2 お手元の議決権行使書用紙の
右下に記載された「ログイン
ID」及び「仮パスワード」を
入力
(株主総会招集の都度、新しい
「ログインID」及び「仮パス
ワード」をご通知します。)

議決権行使書

ログインID
仮パスワード

1 「次の画面へ」をクリック

3 「ログイン」をクリック

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する : 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

お問い合わせ : 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 9:00～21:00

事業報告

(2024年7月1日から
2024年12月31日まで)

当社は、2024年9月27日の第19期定時株主総会の決議により、事業年度を従来の6月30日から12月31日に変更いたしました。

これに伴い、当第20期事業年度が2024年7月1日から2024年12月31日までの6ヶ月間の変則決算となりましたので、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

デジタルマーケティング市場で国内No.1を目指す当社グループは、構造改革の一環として、2024年10月1日付けで、連結子会社であるデクワス株式会社、ZETA株式会社を吸収合併し、また合併後の商号をZETA株式会社へと変更し経営資源の集中化を図り、CX改善サービス「ZETA CXシリーズ」の開発・販売に注力してきました。

主にハイエンドのEC事業者に向けて、新規クライアントの開拓、及び既存クライアントへのクロスセル・アップセルが順調に推移し、またZETA CXシリーズの製品間のシナジー効果の上昇などもあり、ZETA CXシリーズの収益が引き続き向上しています。国内のEC市場は引き続き二桁成長を続けていることもあり、そうした対象マーケットの成長も追い風となっております。

一方で、監査法人アヴァンティアとの協議により、会計処理の見直しが行われました。修正前は顧客がライセンスの使用権を供与され使用可能となった時点で履行義務が充足されるものと判断しておりましたが、プロジェクトの長期化等の理由で入金サイトが長期間となっているイレギュラーな取引の割合が増加し、それらの取引の金額の重要性が高まったため、入金サイトが長期化となっている取引については、対価の回収がなされた時点で収益を認識するという方針に変更することが適切な会計処理であると判断したためです。また、当社は過年度においても、売上計上時期の見直しを行いました。この訂正にともない、一部の売上を2025年12月期以降に繰延しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は681,642千円、営業損失116,487千円、経常損失132,377千円、親会社株主に帰属する当期純利益192,630千円となりました。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は18,115千円(建設仮勘定を除く本勘定振替ベース)であり、その主な内訳は、当社グループ運営を行うための社内造作工事及びPCの更新費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社の業務運営資金として、借入金750,000千円及び社債100,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループが、今後も持続的に成長して企業価値を高めるために対処すべき課題として認識している事項は、以下の通りであります。

① サービスに関する課題

a. 適切な事業領域の選択

ネット広告サービスに代わり、CX改善サービスに経営資源を集中投下し継続的な成長を目指すとともに、自社サービスの展開も視野に入れ規模の拡大を目指していくことが必要です。

b. データの管理と活用

当社グループは、膨大な行動履歴を集め、それを集合知やUGCとして活用をしております。ZETAの検索、クチコミ、ハッシュタグ、リテールメディア広告などはそうした膨大な行動履歴を活かすことで事業成長へとつなげております。後より一層の需要が見込まれるこれらの有用なデータをどう管理し、またどのようなテクノロジーを活用して有用な推論を行い、企業のサービスの向上に貢献できるかが重要となってくると考えています。

c. 検索履歴やレビューデータの活用に関する投資

ECサイト等ではユーザーによるクチコミやスタッフの投稿などのUGCの活用が加速するとともに、単なる購買の場だけでなくメディアとしての役割が高まりつつあり、こうしたUGCデータを集合知として活用していくことは、今後のECサイト等におけるCX向上にとっては必須と考えられております。

② 組織能力等に関する課題

a. マーケティング

デジタルマーケティングソリューションを提供していく上で、重要となるのが当社グループ自体のマーケティングです。当社グループ自体のマーケティングを積極的に行うことで収益力を向上させ、それによって得られた超過収益をさらに投資していくことで、正の事業成長のスパイラルを獲得することが、より良いサービス・ソリューションの提供を行う上でも必要不可欠です。

b. 優秀な人材の確保

適切な事業領域の選択、競争力の高い製品・サービスの開発・提供、効率の良いマーケティングの実践等を行う上では、優秀な人材を確保し続けることは最重要な経営課題の一つです。

当社の企業風土を固定せず、当社グループにおける社員全員の価値を最大化できるような企業へと、経営陣も含めた企業文化の最適化を追求しつづけ、常により良い組織へと変貌を続けることが、変化の激しいデジタルマーケティング事業領域においては重要であると考えます。

人材採用においては、採用時点のスキルだけではなく将来獲得すると思われるスキルを重視し、当社グループ全体における教育・育成の質を向上していく予定です。

c. 経営管理体制の構築

当社グループが継続的に成長をコントロールし、顧客に対して安定してサービスを提供し続けていくために、構造改革を進めています。

2024年10月1日付で当社、デクワス株式会社、旧ZETA株式会社の合併、また合併後の商号をZETA株式会社へと変更、そして決算期を12月に変更いたしました。

また、2024年2月25日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出、及び、過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」及び同日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」に記載のとおり、会計処理の訂正に伴い、過年度決算の遡及訂正を行いました。

当社グループとしては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、社内人員に対して正常な入金サイトの取引が是であるという意識付けの徹底、経理部門人員の専門知識の向上、及び、内部監査・監査役監査の対象と方法の見直しを含めた内部統制システムによる経理部門の監視監督機能の強化を図ることにより、決算・財務報告プロセス及びライセンス取引に係る売上計上プロセスを強化し、財務報告の信頼性を確保していく方針です。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2022年6月期	第18期 2023年6月期	第19期 2024年6月期	第20期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売上高 (千円)	2,595,997	2,239,371	1,417,349	681,642
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	354,833	178,109	162,525	△132,377
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	△1,146,458	108,933	84,714	192,630
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△45.18	4.46	4.12	9.31
総資産 (千円)	3,093,723	2,362,367	2,091,281	2,757,378
純資産 (千円)	1,520,078	649,790	741,061	835,589

- 注1 当社は、2022年2月1日付及び2024年1月1日付並びに2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
- 2 第20期（当連結会計年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2024年7月1日から2024年12月31日までの6ヶ月間となっております。
- 3 第18期及び第19期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第17期 2022年6月期	第18期 2023年6月期	第19期 2024年6月期	第20期 (当事業年度) 2024年12月期
売上高 (千円)	1,287,298	753,492	215,541	327,669
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	97,192	△45,384	313,369	△117,508
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△1,084,883	△45,564	302,959	63,969
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△42.75	△1.87	14.72	3.09
総資産 (千円)	1,759,641	1,592,172	1,844,288	2,758,999
純資産 (千円)	1,586,653	561,867	871,382	837,249

注1 当社は、2022年2月1日付及び2024年1月1日付並びに2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2 第20期（当事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、2024年7月1日から2024年12月31日までの6ヶ月間となっております。

3 第18期及び第19期の数値は、金融商品取引法に基づき過年度決算訂正を反映した数値です。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、2024年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、連結子会社であった旧ZETA株式会社及びデクワス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、国内のデジタルマーケティングソリューション領域においてNo.1を目指すため、テクノロジーを活用し、消費者、クライアント、当社メンバー、株主の皆様、社会の幸せを追求し、主に顧客体験の向上を目的とした事業を展開しております。

(8) 企業集団の主要な営業所（2024年12月31日現在）

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都世田谷区三軒茶屋

② 子会社

サイジニア株式会社

名 称	所在地
本 社	東京都世田谷区三軒茶屋

注 1 2024年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、連結子会社であった旧ZETA株式会社及びデフワス株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

2 株式会社サイジニアアドバンスド研究所は、2024年10月1日付でサイジニア株式会社に社名を変更しております。

(9) 企業集団の従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
73名	2名増

注 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	200,000千円
株式会社横浜銀行	145,000千円
株式会社きらぼし銀行	119,976千円
株式会社りそな銀行	98,333千円
株式会社千葉銀行	98,333千円
株式会社武蔵野銀行	96,660千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数 25,768,600株 （自己株式5,147,360株含む）
- (2) 株主数 2,862名
- (3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率
合同会社アイ・アセットマネジメント	4,300,000	20.85%
株式会社レッドポイント	1,920,000	9.31%
吉井 伸一郎	1,737,080	8.42%
北城 恪太郎	1,003,440	4.87%
森川 和之	622,400	3.02%
M a n d a r i n O r a n g e 合同会社	500,000	2.42%
上田八木短資株式会社	405,700	1.97%
O R S A R A E L I O	403,400	1.96%
楽天証券株式会社	328,800	1.59%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	310,000	1.50%

注1 当社は、自己株式5,147,360株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2 株式会社レッドポイントは、当社代表取締役社長山崎徳之氏が代表を務める資産管理会社であります。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

下記の内容については、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は、除外しております。

当社は、2022年2月1日付及び2024年1月1日付並びに2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合にて株式分割を行っております。

取締役会発行決議日	2016年9月29日
名称	第10回新株予約権
保有者の区分及び人数	取締役 1名
新株予約権の個数	1,101個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 8,808株 (新株予約権1個につき8株)
1個あたり発行価額	無償
行使時の払込金額	1円
行使期間	2016年10月15日から2066年10月14日まで
主な行使条件	① 権利者は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。 ② 権利者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。 ③ 権利者が死亡した場合は、相続人が本新株予約権を行使することができるものとする。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

注 上記の新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。

取締役会発行決議日	2017年9月28日	2018年9月27日
名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
保有者の区分及び人数	取締役 1名	取締役 1名
新株予約権の個数	449個	728個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 3,592株 (新株予約権1個につき8株)	普通株式 5,824株 (新株予約権1個につき8株)
1個あたり発行価額	無償	無償
行使時の払込金額	1円	1円
行使期間	2017年10月14日から 2067年10月13日まで	2018年10月13日から 2068年10月12日まで
主な行使条件	① 権利者は、権利行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日（常勤取締役が非常勤取締役になった場合において、役員としての職務の内容又はその地位が激変したと認められるときは、常勤取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には前営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。 ② 権利者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。 ③ 権利者が死亡した場合は、相続人が本新株予約権を行使することができるものとする。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑥ 権利者が（i）重大な法令に違反した場合、（ii）当社の定款に違反した場合、（iii）解任もしくは懲戒解雇された場合、又は（iv）自己都合により当社の取締役を退任した場合は、取締役会の承認を得た場合を除き、新株予約権の全部又は一部を行使することはできない。	

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 役員の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
山 崎 徳 之	代表取締役社長CEO	株式会社レッドポイント 代表取締役
吉 井 伸 一 郎	代表取締役CSO	サイジニア株式会社 代表取締役
森 川 和 之	取 締 役 CFO	
伊 藤 健 吾	取 締 役 社外	01STUDIO株式会社 代表取締役 GSF1有限責任事業組合 代表組合員 D4V有限責任事業組合 代表組合員 株式会社ラクミー 代表取締役
渡 辺 英 治	取 締 役 社外	渡辺税理士事務所 代表税理士
松 園 詩 織	取 締 役 社外	株式会社AND OWNERS 代表取締役CEO
吉 澤 伸 幸	常勤監査役 社外	
内 田 直 康	常勤監査役 社外	
浅 海 直 樹	監 査 役 社外	トライズ株式会社 常勤監査役
柳 瀬 典 由	監 査 役 社外	慶應義塾大学 商学部 教授 日本金融学会 理事 日本保険学会 理事
猪 木 俊 宏	監 査 役 社外	猪木法律事務所 代表 サイバーボンド株式会社 代表取締役 さくらインターネット株式会社 社外取締役 株式会社ZEALS 社外監査役 株式会社FABRIC TOKYO 社外監査役

- 注 1 取締役伊藤健吾氏、取締役渡辺英治氏及び取締役松園詩織氏は、社外取締役です。
- 2 監査役吉澤伸幸氏、監査役内田直康氏、監査役浅海直樹氏、監査役柳瀬典由氏及び監査役猪木俊宏氏は、社外監査役です。
- 3 当社は、取締役伊藤健吾氏、取締役渡辺英治氏、取締役松園詩織氏、監査役吉澤伸幸氏、監査役内田直康氏、監査役浅海直樹氏、監査役柳瀬典由氏及び監査役猪木俊宏氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
- 4 取締役宮村忠良氏及び取締役北城恪太郎氏は、2024年9月27日開催の第19期定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ確認し、同意を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外取締役からの同意を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役割及び貢献度並びに業績等を総合的に勘案して決定するものとします。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績及び株価向上への意欲を高めるため、会社業績に多大な好影響を与える貢献が認められた場合に、その貢献度合いに応じた額を賞与として支給するものとします。賞与を与える時期は毎年一定の時期とします。非金銭報酬は、譲渡制限付株式とします。株式報酬の内容、数の算定方法の決定に関する方針、報酬等を与える時期、条件の決定に関する方針は、株価の動向に照らして適宜付与を行うこととします。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定方針については、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬並びに業績連動報酬等は各取締役の基本報酬、賞与及び株式報酬の額は2014年9月9日開催の当社第9期定時株主総会において年額200百万円以内と決議された報酬限度額及び非金銭報酬等は2016年9月29日開催の当社第11期定時株主総会において年額30百万円以内と決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責に加え世間水準及び従業員給与等とのバランスを勘案し取締役会決議に基づき決定するものとします。

(4) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

決議年月日	決議内容	当該株主総会の決議日における員数
2014年9月9日 第9期定時株主総会	取締役の報酬限度額は年額一事業年度あたり200百万円以内、監査役の報酬限度額は年額一事業年度あたり30百万円以内とすること	取締役5名 監査役3名
2016年9月29日 第11期定時株主総会	取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与は、年額30百万円以内とすること	取締役5名 監査役4名

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	48,000 (4,200)	48,000 (4,200)	— (—)	— (—)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	8,700 (8,700)	8,700 (8,700)	— (—)	— (—)	5 (5)

(注) 当事業年度末日現在、取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役5名）が在任しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、「(1) 役員の氏名等」に記載のとおりです。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	活動状況
伊 藤 健 吾	取 締 役	当事業年度の取締役会9回のうち8回に出席し、実業界における豊富な経験と今までの経営者としての幅広い見識を活かし、広範にわたり質問や意見を述べております。
渡 辺 英 治	取 締 役	2024年9月27日付就任以降に開催した当事業年度の取締役会6回すべてに出席し、実業界における豊富な経験での幅広い見識を活かし、広範にわたり質問や意見を述べております。
松 園 詩 織	取 締 役	2024年9月27日付就任以降に開催した当事業年度の取締役会6回すべてに出席し、実業界における豊富な経験での幅広い見識を活かし、広範にわたり質問や意見を述べております。
吉 澤 伸 幸	常勤監査役	当事業年度の取締役会9回すべて、監査役会7回すべてに出席し、企業経営及び経営企画に関する豊富な経験と高い見識に基づく客観的な意見を適宜述べております。
内 田 直 康	常勤監査役	2024年9月27日付就任以降に開催した当事業年度の取締役会6回すべて、監査役会4回すべてに出席し、実業界における豊富な経験での幅広い見識を活かし、広範にわたり質問や意見を述べております。
浅 海 直 樹	監 査 役	当事業年度の取締役会9回のうち8回の出席、監査役会7回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な意見を適宜述べております。
柳 瀬 典 由	監 査 役	当事業年度の取締役会9回すべて、監査役会7回すべてに出席し、大学教授としてコーポレートファイナンス・経営財務及びリスクマネジメント・保険の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的な意見を適宜述べております。
猪 木 俊 宏	監 査 役	2024年9月27日付就任以降に開催した当事業年度の取締役会6回すべて、監査役会4回すべてに出席し、実業界における豊富な経験での幅広い見識を活かし、広範にわたり質問や意見を述べております。

(7) 責任限定契約に関する事項

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

(8) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

注 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査の計画、方法及び内容等を確認し、前事業年度の監査実績を検証して検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。内容は、次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社会から信頼される企業として存続するために、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考え、当社の経営理念を取締役及び役職員に周知・徹底するとともに、取締役及び役職員に対するコンプライアンス研修の実施やマニュアルの配布等を行い、コンプライアンスに対する意識を継続的に高める。
- ② 当社は、コンプライアンス推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス統括責任者の任用、コンプライアンス委員会の設置を行い、全社的なコンプライアンス施策を推進する。
- ③ 当社グループは、法令及び定款違反行為の予防、早期発見及び是正のための「内部通報制度」を設けて、コンプライアンスの徹底・向上に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 重要事項に関する意思決定及び報告については、「取締役会規程」に基づいて実施し、取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づいて、作成、保存、管理及び廃棄を行う。
- ② 当社は、情報セキュリティ管理の基本的事項を定めた「情報システム管理規程」に従い、情報システム管理委員会を設置し、組織的・人的・物理的・技術的側面から有効な情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループのリスク管理の基本的事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- ② リスク管理の状況については、取締役会において、適宜報告を行い、必要に応じて、顧問弁護士等の外部専門機関に、相談及び確認をする。また、定期的に内部監査を実施し、法令及び定款違反その他の事由に基づく損失の危険のある業務執行を予防する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの中長期及び年度毎の事業計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」、「組織規程」及び「業務分掌規程」等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を定める。
- ③ 取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の業務分掌及び職務権限等を定め、全体として取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の重要事項に関して、当社の付議基準に従った当社の事前承認または当社への報告を求めており、子会社は当社の要請を含めた決裁ルールを整備を行っている。
- ② 当社は、重要な子会社に経営成績、財務状況その他重要事項について、当社への定期的報告を実施させることとしている。
- ③ 管理部長が毎月子会社の職務執行のモニタリングを行うとともに内部監査室と協力し、子会社におけるリスク情報の有無、子会社との取引内容を監査する体制としている。
- ④ 当社は、子会社に損失の危機が発生したことを把握した場合には、直ちに当社のリスク管理委員会及び担当部署に報告がなされる体制としている。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）を置くものとし、その人選については監査役会との間で協議する。
- ② 当社は、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該期間中の任命、異動、評価及び懲戒については、事前に監査役会へ報告し、了承を得たうえで行うものとする。

(7) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するため、必要な知識・能力を備えた補助使用人を確保する。補助使用人は、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとする。

(8) 取締役、使用人等及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制

- ① 取締役会は、監査役会と協議のうえ、取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める。
- ② 取締役及び使用人は、監査役に対して、当社の事業の状況、コンプライアンスやリスク管理などの内部統制システムの整備及び運営状況などを定例的に報告するほか、当社に重大な影響を及ぼす事項がある場合には、これを報告することとする。
- ③ 子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制の整備を行っている。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」に従い、内部通報制度を整備するとともに、監査役に報告をしたものが報告をしたことを理由として、不利な扱いを受けないことを確保するための体制を定める。

(10) 監査役費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- ② 緊急又は臨時の費用については、職務の執行上必要でないと認められた場合を除き、前払い又は事後当社に償還を請求できるものとする。

(11) その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役との間で、相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催し、監査機能の実効性向上に努める。
- ② 内部監査担当者は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに一切の関係を遮断するものとする。

また、当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を経営管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

(会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の基本方針に基づく当事業年度における主な取組みは、以下のとおりです。

- ① 取締役は、取締役会を9回開催し、当社と利害関係を有しない社外取締役の出席のもと、法令等に定められた事項や経営に関する重要事実の決定等を行いました。
- ② 監査役は、監査計画に基づく監査を行い、監査役会を7回開催し、監査役間の情報共有や提言の取りまとめを行うとともに、取締役会に出席して取締役の職務執行を監督する役割を果たしました。
- ③ コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報システム委員会を開催し、各分野における全社的な課題の確認と対策の実施を行いました。
- ④ 策定した内部監査計画に基づく内部監査を実施し、発見された改善点等について適時適切に改善に努めました。
- ⑤ 全役職員を対象としたコンプライアンス全般に関する教育を半期ごとに実施し、社内の意識醸成に努めました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

当社は、中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めておりますが、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現下の業績動向と内部留保の充実度に鑑み、1株当たり4円としております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,799,249	流動負債	712,798
現金及び預金	1,486,857	買掛金	50,598
売掛金	86,666	1年内償還予定の社債	288,000
仕掛品	28,942	1年内返済予定の長期借入金	218,018
前払費用	27,585	リース債務	1,350
その他	169,197	未払法人税等	300
固定資産	943,660	契約負債	100,267
有形固定資産	38,687	その他	54,263
建物	29,409	固定負債	1,208,990
減価償却累計額	△19,651	社債	546,000
建物(純額)	9,757	長期借入金	648,134
工具、器具及び備品	114,735	リース債務	2,478
減価償却累計額	△56,519	資産除去債務	12,378
減損損失累計額	△32,740		
工具、器具及び備品(純額)	25,475	負債合計	1,921,789
リース資産	6,690		
減価償却累計額	△3,235	(純資産の部)	
リース資産(純額)	3,454	株主資本	830,750
無形固定資産	523,396	資本金	96,776
のれん	3,605	資本剰余金	1,513,516
顧客関連資産	519,750	利益剰余金	257,620
その他	40	自己株式	△1,037,163
投資その他の資産	381,576	その他の包括利益累計額	△59
投資有価証券	14,317	その他有価証券評価差額金	△59
敷金	67,838	新株予約権	4,897
繰延税金資産	296,383		
その他	3,037		
繰延資産	14,468		
社債発行費	14,468	純資産合計	835,589
資産合計	2,757,378	負債純資産合計	2,757,378

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		681,642
売上原価		198,262
売上総利益		483,379
販売費及び一般管理費		599,867
営業損失 (△)		△116,487
営業外収益		
受取利息	115	
受取配当金	1	
助成金収入	300	
雑収入	599	1,016
営業外費用		
支払利息	4,603	
為替差損	4	
社債発行費償却	3,701	
社債保証費	619	
解約違約金	5,255	
リース解約損	2,126	
その他	594	16,905
経常損失 (△)		△132,377
特別利益		
固定資産売却益	1,717	1,717
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純損失 (△)		△130,659
法人税、住民税及び事業税	529	
法人税等調整額	△323,819	△323,289
当期純利益		192,630
親会社株主に帰属する当期純利益		192,630

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	92,982	664	1,509,722	506,352	△996,883	1,112,838
誤謬の訂正による 累積的影響額				△379,278		△379,278
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	92,982	664	1,509,722	127,074	△996,883	733,559
当期変動額						
新株の発行	3,794	△4,984	3,794			2,603
新株式申込証拠金の払込		4,320				4,320
剰余金の配当				△62,084		△62,084
親会社株主に帰属する 当期純利益				192,630		192,630
自己株式の取得					△40,280	△40,280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,794	△664	3,794	130,546	△40,280	97,190
当期末残高	96,776	-	1,513,516	257,620	△1,037,163	830,750

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	-	-	7,501	1,120,339
誤謬の訂正による 累積的影響額				△379,278
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	-	-	7,501	741,061
当期変動額				
新株の発行				2,603
新株式申込証拠金の払込				4,320
剰余金の配当				△62,084
親会社株主に帰属する 当期純利益				192,630
自己株式の取得				△40,280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△59	△59	△2,603	△2,662
当期変動額合計	△59	△59	△2,603	94,527
当期末残高	△59	△59	4,897	835,589

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 サイジニア株式会社

株式会社サイジニアアドバンスド研究所は、2024年10月1日付でサイジニア株式会社に社名変更しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結子会社であった旧ZETA株式会社及びデクワス株式会社は、2024年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

□ 棚卸資産

仕掛品については、個別法による原価法によっております。貯蔵品については、先入先出法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 10年～15年

工具、器具及び備品 2年～6年

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

□ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。またのれん及び顧客関連資産（顧客関連）については10年間の定額法を採用しております。

③ 重要なリース資産の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

CX改善サービス

商品検索エンジン「ZETA SEARCH」をはじめとする自社ライセンス商品の販売とその保守及びホスティング契約を手掛けております。ライセンス商品については、ライセンスを使用可能となった時点で、収益を認識しております。またライセンスの保守契約とホスティング契約については、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

ただし、ライセンス取引はライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利であることから、通常はその権利を付与した時点ないしは通常の入金サイトで当然に対価の回収も行われるべきであると考えられるため、回収サイトが長期間に渡るライセンス取引については、対価の回収を行った時点で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	デジタルマーケティングソリューション事業
CX改善サービス	681,642
顧客との契約から生じる収益	681,642
その他の収益	—
外部顧客への売上高	681,642

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	111,029
契約負債(期末残高)	100,267

契約負債は、主に、保守サービス契約等について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	3,605千円
顧客関連資産	519,750千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は2021年7月1日を効力発生日、2021年8月31日をみなし取得日として、当社を株式交換完全親会社、旧ZETA株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行った際に発生したものであります。当社は社外の専門家を利用し、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日に識別可能なものに対して、企業結合日における時価を基礎として配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額をのれん及び顧客関連資産として計上しております。のれん及び顧客関連資産は、完全子会社化時点において価値算定の対象となった資産から得られる将来キャッシュ・フローを基に計上され、減損損失及び償却費の計上により、連結計算書類にそれぞれ①の金額で計上されております。

当社は、事業計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、既存顧客売上高及び営業利益率であります。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候は識別されておられません。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	296,383千円
--------	-----------

なお、上記繰延税金資産は同一の納税主体に係る繰延税金負債との相殺後の金額を記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジュールリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジュールリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）を適用された2022年6月期の期首より、ライセンス取引についてはライセンスが供与され使用可能となった時点で履行義務が充足されるものと判断し、ライセンスが使用可能となった一時点において収益を認識していました。

しかし、契約上の入金サイトが長期間に渡るライセンス取引についての会計処理を再検討した結果、このようなイレギュラーな入金サイトのライセンス取引については、対価の回収がなされた時点で収益を認識することが適切な会計処理であると判断いたしました。

これにより、過去の誤謬の訂正を行いました。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

過去の誤謬の訂正に伴う当連結会計年度の期首における利益剰余金に対する影響額は379,278千円となります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,871,032	12,897,568	—	25,768,600

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加 15,936株

株式分割（1：2）による増加 12,881,632株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,523,680	2,623,680	—	5,147,360

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

市場からの買付けによる増加 100,000株

株式分割（1：2）による増加 2,523,680株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	62,084	6.00	2024年6月30日	2024年9月30日

(注) 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。
上記期末配当につきましては、基準日が2024年6月30日であるため、当該株式分割前の株式数を基準
として配当いたしました。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年2月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	82,484	4.00	2024年12月31日	2025年3月31日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 18,224株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、必要に応じて金融機関等からの借入により調達しております。なお、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の「与信限度額管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

投資有価証券は、主に同業関連の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金は、1年以内の支払期日であります。当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

長期借入金及び社債は、運転資金や将来への事業投資を用途として調達したものであります。長期借入金の一部を固定金利とすることにより、金利変動リスクを回避しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	14,317	14,317	－
敷金	67,838	67,404	△433
資産計	82,155	81,721	△433
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	866,152	864,664	△1,487
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	834,000	826,183	△7,816
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	3,828	3,805	△22
負債計	1,703,980	1,694,653	△9,326

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 長期借入金、社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	218,018	189,828	167,660	155,060	135,586	－
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	288,000	234,000	202,000	80,000	30,000	－
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	1,350	697	705	714	360	－
合計	507,368	424,525	370,365	235,774	165,946	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	14,317	—	—	14,317
資産計	14,317	—	—	14,317

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	67,404	—	67,404
資産計	—	67,404	—	67,404
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	864,664	—	864,664
社債 （1年内償還予定の社債を含む）	—	826,183	—	826,183
リース債務 （1年内返済予定のリース債務を含む）	—	3,805	—	3,805
負債計	—	1,694,653	—	1,694,653

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

敷金

主に建物の賃借時に差入れている敷金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、社債及びリース債務

元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を経過しているため、合理的に見積もった除去費用の金額を計上しております。

(3) 当連結会計年度における当該除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
簡便法から原則法への変更による増加額	12,378千円
期末残高	12,378千円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

40円28銭

(2) 1株当たり当期純利益

9円31銭

注 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 企業結合等に関する注記 (連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年5月29日開催の取締役会決議に基づき、2024年9月27日に開催の定時株主総会において、当社の完全子会社である、旧ZETA株式会社（以下「ZETA」という）及びデクワス株式会社（以下「デクワス」という）を吸収合併すること（以下「本合併」という）並びに本合併に伴い当社の商号を変更すること（以下「本商号変更」という）及び本商号変更を含む定款の一部変更を行うことを決議し、2024年10月1日付で本合併並びに本商号変更を行っております。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び当該事業の内容 (吸収合併存続会社)

名称：サイジニア株式会社（現ZETA株式会社）

事業内容：デジタルマーケティング支援

(吸収合併消滅会社)

名称：旧ZETA株式会社、デクワス株式会社

事業内容：デジタルマーケティング支援

② 企業結合日

2024年10月1日

③ 企業結合の法的形式

サイジニア株式会社（現ZETA株式会社）を存続会社、旧ZETA株式会社、デクワス株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

ZETA株式会社（旧サイジニア株式会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループにおいて、当社、ZETA、デクワス各社に分散している経営資源をZETAに集中すること、また、同様に上記の各社において細分化されている組織を統合して、各種業務の最適化と意思決定プロセスの迅速化を図ることにより、CX事業のさらなる収益向上に取り組むことが、当社グループの成長においては最善であると判断し、ZETA及びデクワスを吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,795,870	流動負債	712,759
現金及び預金	1,483,478	買掛金	50,598
売掛金	86,666	1年内償還予定の社債	288,000
仕掛品	28,942	1年内返済予定の長期借入金	218,018
前払費用	27,585	未払金	21,408
その他	169,197	未払費用	19,956
固定資産	948,660	未払法人税等	265
有形固定資産	38,687	未払配当金	385
建物	29,409	預り金	12,509
減価償却累計額	△19,651	契約負債	100,267
建物(純額)	9,757	その他	1,350
工具、器具及び備品	114,735	固定負債	1,208,990
減価償却累計額	△56,519	社債	546,000
減損損失累計額	△32,740	長期借入金	648,134
工具、器具及び備品(純額)	25,475	資産除去債務	12,378
リース資産	6,690	その他	2,478
減価償却累計額	△3,235	負債合計	1,921,750
リース資産(純額)	3,454	(純資産の部)	
無形固定資産	523,396	株主資本	832,411
ソフトウェア	40	資本金	96,776
のれん	3,605	資本剰余金	1,513,516
顧客関連資産	519,750	資本準備金	38,486
投資その他の資産	386,576	その他資本剰余金	1,475,029
投資有価証券	14,317	利益剰余金	259,281
関係会社株式	5,000	その他利益剰余金	259,281
繰延税金資産	296,383	繰越利益剰余金	259,281
その他	70,875	自己株式	△1,037,163
繰延資産	14,468	評価・換算差額等	△59
社債発行費	14,468	その他有価証券評価差額金	△59
		新株予約権	4,897
		純資産合計	837,249
資産合計	2,758,999	負債純資産合計	2,758,999

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		327,669
売上原価		106,410
売上総利益		221,259
販売費及び一般管理費		325,018
営業損失 (△)		△103,759
営業外収益		
受取利息	59	
為替差益	34	
雑収入	454	548
営業外費用		
支払利息	4,693	
社債利息	2,123	
社債発行費償却	2,140	
解約違約金	5,255	
その他	83	14,297
経常損失 (△)		△117,508
特別利益		
固定資産売却益	1,717	1,717
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	144,460	144,460
税引前当期純損失 (△)		△260,251
法人税、住民税及び事業税	265	
法人税等調整額	△324,485	△324,220
当期純利益		63,969

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	新株式申込 証拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
			資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
						繰越利益 剰余金	
当期首残高	92,982	664	34,692	1,475,029	1,509,722	303,564	303,564
誤謬の訂正による 累積的影響額						△46,168	△46,168
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	92,982	664	34,692	1,475,029	1,509,722	257,395	257,395
当期変動額							
新株の発行	3,794	△4,984	3,794		3,794		
新株式申込証拠金の払込		4,320					
剰余金の配当						△62,084	△62,084
当期純利益						63,969	63,969
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	3,794	△664	3,794	-	3,794	1,885	1,885
当期末残高	96,776	-	38,486	1,475,029	1,513,516	259,281	259,281

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△996,883	910,050	-	-	7,501	917,551
誤謬の訂正による 累積的影響額		△46,168				△46,168
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	△996,883	863,881	-	-	7,501	871,382
当期変動額						
新株の発行		2,603				2,603
新株式申込証拠金の払込		4,320				4,320
剰余金の配当		△62,084				△62,084
当期純利益		63,969				63,969
自己株式の取得	△40,280	△40,280				△40,280
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△59	△59	△2,603	△2,662
当期変動額合計	△40,280	△31,470	△59	△59	△2,603	△34,133
当期末残高	△1,037,163	832,411	△59	△59	4,897	837,249

注 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品については、個別法による原価法によっております。貯蔵品については先入先出法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。主な耐用年数は、以下のとおりであります。
工具、器具及び備品 2年～6年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

CX改善サービス

商品検索エンジン「ZETA SEARCH」をはじめとする自社ライセンス商品の販売とその保守及びホスティング契約を手掛けております。ライセンス商品については、ライセンスを使用可能となった時点で、収益を認識しております。またライセンスの保守契約とホスティング契約については、契約期間にわたりサービスを顧客に提供する義務を負うことから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

ただし、ライセンス取引はライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利であることから、通常はその権利を付与した時点ないしは通常の入金サイトで当然に対価の回収も行われるべきであると考えられるため、回収サイトが長期間に渡るライセンス取引については、対価の回収を行った時点で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

顧客からの契約から生ずる収益を認識するための基礎となる情報は、連結注記表「2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及び顧客関連資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	3,605千円
顧客関連資産	519,750千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれん及び顧客関連資産は2021年7月1日を効力発生日、2021年8月31日をみなし取得日として、当社を株式交換完全親会社、旧ZETA株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行った際に発生したものであります。当社は社外の専門家を利用し、被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日に識別可能なものに対して、企業結合日における時価を基礎として配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額をのれん及び顧客関連資産として計上しております。のれん及び顧客関連資産は、完全子会社化時点において価値算定の対象となった資産から得られる将来キャッシュ・フローを基に計上され、減損損失及び償却費の計上により、計算書類にそれぞれ(1)の金額で計上されております。

当社は、事業計画及び損益実績を用いて減損の兆候の有無を判定しており、当該判定における主要な仮定は、既存顧客売上高及び営業利益率であります。なお、当事業年度においては、のれんの減損の兆候は識別されておられません。

将来の経済状況や経営環境の変動等により仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	296,383千円
--------	-----------

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債との相殺後の金額を記載しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

将来課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎として算定しており、スケジューリング可能な一時差異に係る繰延税金資産について回収可能性があるものと判断しております。

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した金額が将来課税所得の見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において認識される繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）を適用された2022年6月期の期首より、ライセンス取引についてはライセンスが供与され使用可能となった時点で履行義務が充足されるものと判断し、ライセンスが使用可能となった一時点において収益を認識していました。

しかし、契約上の入金サイトが長期間に渡るライセンス取引についての会計処理を再検討した結果、このようなイレギュラーな入金サイトのライセンス取引については、対価の回収がなされた時点で収益を認識することが適切な会計処理であると判断いたしました。

これにより、過去の誤謬の訂正を行いました。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

当事業年度の期首における利益剰余金に対する影響額は46,168千円となります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,147,360株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

(繰延税金資産)

減価償却費	1,000千円
税務上の繰越欠損金	475,010千円
未払費用等	123千円
その他有価証券評価差額金	31千円
株式報酬費用	1,694千円
敷金償却	4,281千円
繰延税金資産小計	482,141千円
評価性引当額	△5,975千円
繰延税金資産合計	476,165千円
(繰延税金負債)	
顧客関連資産	△179,781千円
繰延税金負債合計	△179,781千円
繰延税金資産の純額	296,383千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

40円36銭

(2) 1株当たり当期純利益

3円09銭

注 当社は、2024年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。上記では、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 企業結合等に関する注記

連結注記表「8. 企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ZETA株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ZETA株式会社（旧社名 サイジニア株式会社）の2024年7月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ZETA株式会社（旧社名 サイジニア株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「4.誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

ZETA株式会社
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 木 村 直 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ZETA株式会社（旧社名 サイジニア株式会社）の2024年7月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「4.誤謬の訂正に関する注記」に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

なお、過年度決算の遡及修正にいたりましたが、事業部門、間接部門における業務プ
ロセスの品質向上強化等について引き続き監視、検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

ZETA 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役	吉澤	伸幸	㊞
常勤監査役	内田	直康	㊞
監査役	浅海	直樹	㊞
監査役	柳瀬	典由	㊞
監査役	猪木	俊宏	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やまざき のりゆき 山崎 徳之 (1971年11月17日生) 再任	1995年4月 デジタルテクノロジー株式会社 入社 1996年11月 株式会社アスキー 入社 1997年3月 ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社 入社 2000年5月 株式会社オン・ザ・エッジ 入社 2001年12月 同社 取締役 2006年2月 同社（株式会社ライブドア）代表取締役 2006年6月 株式会社ゼロスタート（ZETA株式会社）創業 代表取締役 2012年12月 株式会社レッドポイント創業 代表取締役（現任） 2021年7月 当社 取締役社長 2023年7月 当社 取締役社長兼CEO 2024年4月 当社 代表取締役社長兼CEO 2024年9月 当社 代表取締役社長CEO（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社レッドポイント 代表取締役 取締役候補者とした理由： 2021年7月1日から当社取締役社長として、また、2024年4月1日から当社代表取締役社長としてグループの経営をリードしてきた経験と実績を有しております。同氏の取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月になります。	185,480株

注 株式会社レッドポイントは、当社の株式を1,920,000株所有しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
2	よし い しん い ち ろ う 吉 井 伸 一 郎 (1971年8月6日生) 再 任	1996年 4 月 日本学術振興会 特別研究員(DC) 1999年 4 月 日本学術振興会 特別研究員(PD) 1999年 8 月 北海道地域技術振興センター 客員研究員 2001年 8 月 ソフトバンク・コマース株式会社 (現ソフトバンクコマース&サービス株式会社) 情報システム本部 技術担当課長 2002年 4 月 同社情報システム本部 技術部 研究開発センター長 2003年 4 月 ソフトバンクBB株式会社(現ソフトバンク 株式会社)技術本部 マネージャー 2004年 4 月 北海道大学大学院 情報科学研究科 複雑系工学講座 助教授 2007年 4 月 当社 代表取締役社長 2016年 9 月 当社 代表取締役CEO 2021年 7 月 当社 代表取締役会長 2021年 7 月 ZETA株式会社 取締役 2022年 7 月 デクワス株式会社 代表取締役 2023年 7 月 当社 代表取締役会長兼COO 2024年 9 月 当社 代表取締役CSO (現任) (重要な兼職の状況) サイジニア株式会社 代表取締役	1,737,080株
		取締役候補者とした理由： 工学博士として高度な専門的知見を有する他、当社の創業者として長年にわたり代表取締役を務めており、当社の業務全般に対して深い知識・経験を有しております。同氏の取締役就任期間は、本総会終結の時をもって17年11ヶ月になります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式数
3	もりかわ かずゆき 森 川 和 之 (1978年11月11日生) 再 任	2002年 9 月 プラネックスコミュニケーションズ株式会社 入社 2002年11月 同社台湾支社 Planex Co入社 2006年 6 月 株式会社ゼロスタート(ZETA株式会社)創業 取締役 2010年 4 月 同社取締役 営業部部長 2010年 7 月 同社取締役副社長 営業部部長 2013年 6 月 同社取締役 法人事業部担当執行役員副社長 2013年12月 同社取締役 製品事業部担当執行役員副社長 2015年 4 月 同社取締役 執行役員副社長 ECソリューション事業部部長 2016年 2 月 同社取締役 執行役員副社長 エンタープライズ事業部部長 2021年 5 月 同社取締役 COO 執行役員上級副社長 2024年 9 月 当社取締役 CFO (現任)	622,400株
		取締役候補者とした理由： 企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくためです。同氏の取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6ヶ月になります。	
4	いとう けんご 伊 藤 健 吾 (1972年7月13日生) 再 任 社外取締役	1998年 4 月 三井物産株式会社 入社 2002年 7 月 Mitsui Comtek Corp(在米国カリフォルニア州) 2008年 4 月 株式会社メタキャスト 代表取締役 2010年10月 01STUDIO株式会社 代表取締役(現任) 2011年10月 MOVIDA JAPAN株式会社 Chief Accelerator 2013年 3 月 GSF1有限責任事業組合 代表組合員(現任) 2016年12月 D4V有限責任事業組合 代表組合員(現任) 2019年 5 月 株式会社ラクミー 代表取締役(現任) 2023年 9 月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 01STUDIO株式会社 代表取締役 GSF1有限責任事業組合 代表組合員 D4V有限責任事業組合 代表組合員 株式会社ラクミー 代表取締役	—
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要： 実業界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を監視・監督していただき、有益な意見・助言を得るためです。同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年6ヶ月になります。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式数
5	わたなべ えいじ 渡 辺 英 治 (1969年8月21日生) 再 任 社外取締役	1996年 4 月 日本エムエスシーソフトウェア株式会社 入社 2000年10月 税理士登録 渡辺税理士事務所 代表税理士(現任) 2005年 5 月 株式会社ピーエヌエフ研究所 監査役 2008年 5 月 株式会社ゲイン(現株式会社モニタス) 監査役 2010年 8 月 株式会社リゲイン(現REGAIN GROUP株式会 社) 監査役 2012年 9 月 株式会社イグニス 社外監査役 2015年12月 同社 取締役(監査等委員) 2016年12月 株式会社フリークアウト・ホールディングス 取締役(監査等委員) 2017年 8 月 ZETA株式会社 取締役 2024年 9 月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 渡辺税理士事務所 代表税理士	—
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要： 複数の企業経営に関わってきたことから、経営に関する深い知見と豊富な経験を有 しており、当社にとって有益な助言をいただけるものと期待したためです。同氏の 社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6ヶ月になります。	
6	まつぞの しおり 松 園 詩 織 (1988年7月25日生) 再 任 社外取締役	2014年 4 月 株式会社サイバーエージェント 入社 2016年 8 月 株式会社W TOKYO 社長室 2018年 9 月 株式会社AND ART(現株式会社AND OWNERS)創業 代表取締役 CEO(現任) 2024年 9 月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社AND OWNERS 代表取締役 CEO	—
		社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要： 実業界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を監視・監督してい ただき、有益な意見・助言を得るためです。同氏の社外取締役就任期間は、本総会 終結の時をもって6ヶ月になります。	

- 注 1 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- 2 伊藤健吾氏、渡辺英治氏及び松園詩織氏は、社外取締役候補者です。
- 3 当社は、伊藤健吾氏、渡辺英治氏及び松園詩織氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。
- 4 当社は、伊藤健吾氏、渡辺英治氏及び松園詩織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、各氏は引き続き独立役員となる予定です。
- 5 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

以 上

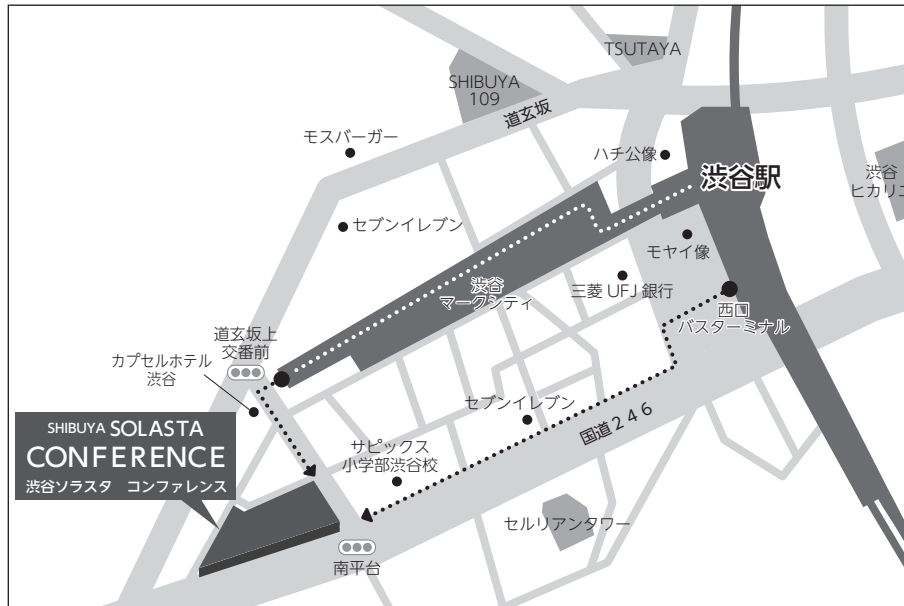
株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス4D
(TEL) 03-5784-2604

交通

- ・ J R 渋谷駅「西口」から徒歩6分
- ・ J R 渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分
- ・ J R 渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分



◎本総会専用の駐車場・駐輪場のご用意はいたしかねますので、
公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。